

第 3 編 平素からの備え

第 1 章 組織体制の整備

第 1 節 市における組織・体制の整備

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備やそれらに関する業務を行う。

部 局 名	平 素 か ら の 準 備 業 務 や 関 係 業 務
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・（市）対策本部長の諸事に関すること。・国に対する緊急要望に関すること。・来賓対応に関すること。・市民等への武力攻撃等の状況などの提供に関すること。・武力攻撃等に係る緊急ホームページに関すること。・報道機関への情報提供及び連絡に関すること。・災害映像記録に関すること。・市民等からの広聴に関すること。・被災情報の収集、公表等に関すること。・外国人・観光客等に対する安全確保及び支援体制の整備に関すること。
総務局 （危機管理室）	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の設置、運営に関すること。・堺市国民保護計画推進のための総合調整に関すること。・（市）対策本部の設置、運営及び事務局の庶務に関すること。・国民保護に関する庁内体制の整備に関すること。・被害情報の収集・伝達の総括に関すること。・職員の参集に関すること。・警報及び緊急通報の内容の伝達、避難実施要領の策定及び避難の指示に関すること。・避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の統括に関すること。・避難住民等の救援の実施の統括に関すること。・自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めなどに関すること。・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施に関すること。・安否情報の収集体制の整備に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊標章等の交付等の統括に関すること。 ・ 避難施設の指定等に関すること。 ・ 防災行政無線の整備・運用統制等に関すること。 ・ 避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄計画等に関すること。 ・ 避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給に関すること。 ・ 堺市域全域を対象とする国民保護に係る教育に関すること。 ・ 国民（緊急対処）保護措置を実施するための訓練に関すること。 ・ 国民（緊急対処）保護措置の実施にかかわる権利利益の救済の総合調整に関すること。 ・ 他府県との相互応援に関すること。
<p>総務局 (危機管理室を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (市) 対策本部の施設面に関すること。 ・ 庁舎等の警備の強化、安全の確保に関すること。 ・ 他市町村及び防災関係機関との調整に関すること。 ・ 武力攻撃等災害関係予算その他財務に関すること。 ・ 武力攻撃等事態における他部局及び市町村の応援に関すること。 ・ 国・府との事務連絡に関すること。 ・ 職員の服務及び安全の確保等に関すること。 ・ 職員参集状況の把握に関すること。 ・ 職員の給与、給食に関すること。 ・ 他市町村等に対する職員の派遣の要請、あっせんに関すること。
<p>財政局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金措置に関すること。 ・ 損失補償等に関すること。 ・ 武力攻撃等災害の復旧に係る財政上の措置に関すること。 ・ 武力攻撃等災害の復旧・復興に係る計画策定に関すること。 ・ 災害情報の統計的とりまとめに関すること。
<p>理財局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。 ・ 緊急物資の調達、あっせんに関すること。 ・ 災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関すること。 ・ 市税の減免に関すること。 ・ 市税の徴収猶予等に関すること。
<p>市民人権局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所及び区役所間の連絡調整に関すること。 ・ 堺市自治連合協議会等との連絡調整に関すること。 ・ 日本赤十字社大阪府支部との連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。 ・生活関連物資等の価格の安定等に関すること。 ・人権侵害の救済に関すること。
環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること。 ・武力攻撃等災害による産業廃棄物及び避難住民のゴミ等の処理に関すること。 ・廃棄物処理施設等の維持管理に関すること。
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者(障害者・高齢者等)の避難・救援のシステムに関すること。 ・堺市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・武力攻撃等災害時の医療体制の整備計画に関すること。 ・医師会等との協定に関すること。 ・武力攻撃等災害における遺体の火葬処理に関すること。 ・武力攻撃等災害における保健衛生に関すること。 ・武力攻撃等災害時医薬品、医療器材等の備蓄及び供給体制の整備に関すること。 ・感染症予防等防疫活動に関すること。 ・食品衛生の監視活動に関すること。 ・飲食物の安全確保に関すること。 ・武力攻撃等災害時のペットの一時収容施設対策に関すること。 ・避難住民等の健康維持活動に関すること。
子ども青少年局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災乳児・幼児の臨時保育に関すること。 ・乳児・幼児の避難・救援に関すること。 ・乳児・幼児の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・避難乳児・幼児の心身の健康保持に関すること。
産業振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する武力攻撃災害に関する融資に関すること。 ・港湾関係諸機関との連絡調整に関すること。 ・被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。 ・被災農水産業者に対する緊急融資に関すること。 ・農作物及び家畜の防疫に関すること。 ・漁港施設対策に関すること。 ・耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。
建築都市局	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通関係機関との連絡調整に関すること。 ・公営住宅の応急復旧・復興に関すること。 ・被災住宅の応急危険度判定に関すること。 ・市有建築物の応急復旧に関すること。

建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路における障害物の排除に関する事。 ・道路交通の確保に関する事。 ・広域避難地の機能を有する都市公園の整備に関する事。
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部の設置、運営及び事務局の庶務に関する事。 ・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部内組織の運用に関する事。 ・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部の施設面に関する事。 ・安否情報の収集及び提供に関する事。 ・特殊標章等の交付等に関する事。 ・避難住民(災害時要援護者を含む。)の収容・救援に関する事。 ・区役所庁舎等の警備強化等安全確保に関する事。 ・市民等からの相談に関する事。 ・災害用物資・資機材の備蓄管理に関する事。 ・自治会、自主防災組織等との連絡調整に関する事。 ・区域を対象とする国民保護に係る教育、訓練の企画に関する事。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定的な供給に関する事。 ・水道施設の安全管理等に関する事。 ・水道の広域応援の要請に関する事。 ・給水の制限・停止に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童・生徒の避難・救援に関する事。 ・幼児・児童・生徒の安全確保及び支援体制に関する事。 ・避難所(市立学校等に限る。)に関する事。 ・避難幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関する事。 ・被災児童・生徒等の教育に関する事。

2 職員の配備体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

市は、消防本部と連携するとともに、市の当直体制を維持して、24時間即応体制を確保する。

(2) 参集職員への連絡網の整備

市は、武力攻撃等事態の発生時に、幹部職員及び国民保護担当職員等が迅速に参集できるよう、職員招集システムを引き続き改善・整備するように努める。

(3) 代替職員の確保

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指名しておく。

その際、対策本部等要員については特に重視し、確実に参集できるよう適切な人選を行う。

3 参集職員の所掌事務

市は、参集した職員が円滑に事務を遂行できるよう、武力攻撃等事態における所掌事務について、国民（緊急対処）保護措置に係る事務と本来事務との調節・事務の再構築をあらかじめ行っておく。

4 （市）対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、（市）対策本部を設置した場合において、その機能が確保できるよう、以下の項目についてあらかじめ定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

仮眠設備等の確保

対策本部の予備施設の指定 等

第2節 関係機関等との連携

1 連携体制の整備

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃等事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関との連絡先一覧の作成等

市は、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、消防機関、警察、自衛隊、海上保安署及び自主防災組織等の関係機関及び協力団体等の連絡先の一覧を作成・更新する。

(3) 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化を図る。

(4) 応援体制の整備

市は、大規模な武力攻撃等災害が発生した場合や武力攻撃等災害が長期にわたるような場合に備えて、近隣市町村をはじめ広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための応援協定の締結など、広域応援体制を整備する。

2 消防機関との連携

市は、国民(緊急対処)保護措置の実施にあたっての消防職員等の果たす役割の重要性をかんがみ、危機管理室との人事交流等により、消防機関との緊密な連携体制を確保する。

3 府との連携

(1) 府の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等)等の一覧を作成・更新する。

(2) 府との情報共有

市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村国民保護法制連絡会議」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。

4 府警察との連携

市は、自ら管理する道路について、武力攻撃等事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

5 他の市町村との連携

(1) 近隣市町村との情報共有

市は、地域ブロック単位での会議の場を活用するなどして、市域を越える広域的な対応が円滑に実施できるよう、平素から、近隣市町村と緊密な情報の共有を図るとともに、緊急連絡網の整備・更新を図る。

(2) 相互応援体制の整備

市は、武力攻撃等事態において、市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。

(3) 消防機関の連携体制の整備

消防組合管理者は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図ることとされている。

6 指定(地方)公共機関等との連携

市は、指定(地方)公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、国民(緊急対処)保護措置の実施について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市域内の事業所の国民保護措置に係る自発的な取り組みを支援するとともに、

民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

7 ボランティア団体等に対する支援

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施にあたり、市民等の自発的な協力が得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を促進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民（緊急対処）保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃等事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 研修

1 研修の実施

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、国民（緊急対処）保護措置の実施に必要な知識について、職員に対する研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。

2 市職員に対する研修

市は、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう、危機管理室を中心として、各部課等の基幹となる職員の研修会等を開催するなどして国民（緊急対処）保護措置に関する知識の普及及び意識の向上等に努める。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するため、次の国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

機 関 名	研 修 課 程
自 治 大 学 校	危機管理論、危機管理演習 等
消 防 大 学 校	危機管理教育科トップマネジメントコース、危機管理教育科国民保護コース 等

3 府等関係機関と連携した研修

市は、府等関係機関と連携し、国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe - ラーニングを活用する。

第4節 情報収集・提供

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民（緊急対処）保護措置の実施状況、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民等に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、実施体制に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 通信の確保

市は、武力攻撃等事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充、デジタル化を推進し、通信体制の整備・拡充を図り、通信の確保に努める。

3 非常通信体制の確保・整備

市は、武力攻撃等災害発生時においても、情報の収集・提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における対応と平行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、国民（緊急対処）保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第5節 広報・啓発

1 広報・啓発体制の整備

市は、府や報道機関などと連携して国民保護に関する情報を迅速かつ正確に提供できるように、あらかじめ災害広報責任者を選任し、提供すべき項目の整理や広報案文の事前調整などを行う。

2 市民等に対する広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等様々な機会を通じて、国民（緊急対応）保護措置の重要性について啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮した啓発に留意する。

第6節 訓練

市は、単独に、又は国、府をはじめ関係機関、近隣市町村と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民（緊急対応）保護訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実働訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定等を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選定しながら行うほか、市民等の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。

【訓練項目】

対策本部の設置・運営訓練

被害状況、安否情報などの収集・提供訓練

警報・避難の指示などの通知・伝達訓練

避難誘導訓練

救援実施訓練

第7節 備蓄

1 物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市長は、住民の避難や避難住民等の救援などに必要な物資及び資材のうち、国民（緊急対処）保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定める備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

(2) 国民（緊急対処）保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民（緊急対処）保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況を踏まえ、府と連携しつつ対応する。

2 府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、府及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入も想定した物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力を得て、災害発生時には優先的に調達することができるよう努める。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

(1) 施設及び設備の整備点検

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により機能の確保を図る。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃等災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第2章 避難・救援・災害対処

第1節 避難

1 基礎資料の整備

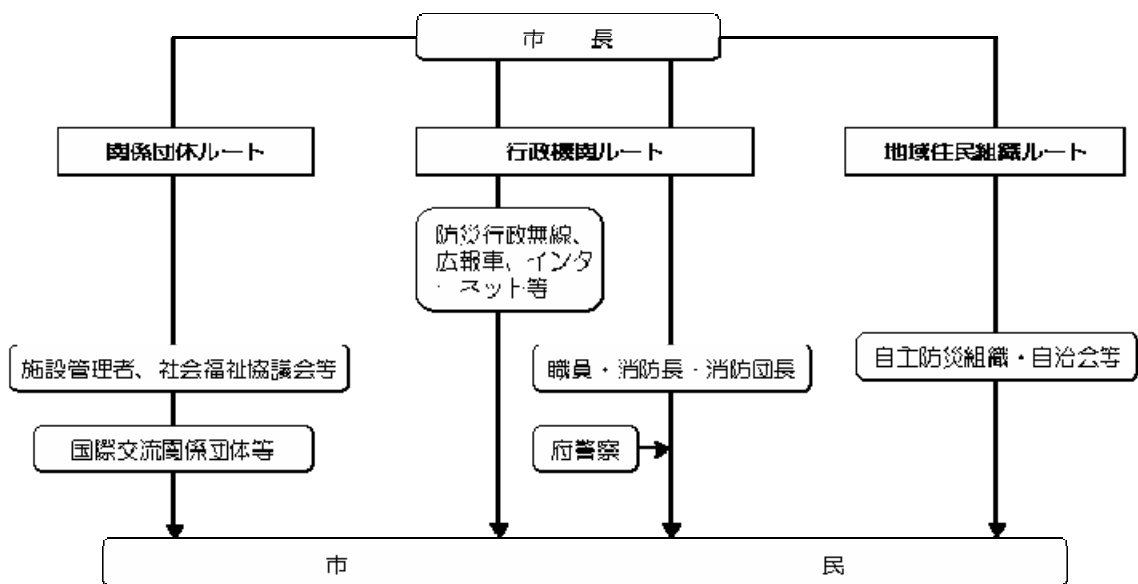
市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎資料を継続的に整備する。

2 警報の伝達・通知

(1) 警報等の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、これを伝達・通知すべき関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。

図：警報の伝達・通知



(2) 府警察との連携

市は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供するなど、協力体制を構築する。

(3) 伝達ルートの確保

市は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、外国人支援NPO団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮

した伝達ルート of 確保に努める。

(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確保

市は、府から警報の通知を速やかに伝達するため、曜日や時間帯別の伝達ルートや方法をあらかじめ検討し、体制の確保を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときは、府との役割分担のもと、警報の伝達を行うこととなる市域内に所在する学校園、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(6) 伝達方法の市民等への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市は、国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」については、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

イ 伝達体制の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市長は、市民等に対し、その旨を、あらかじめ周知する。

(7) 災害時要援護者への伝達

市は、災害時要援護者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑な伝達に努める。

(8) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市は、市の他の執行機関、消防長、消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府の計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市町村域を越えるパターンを含む。）を作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などに配慮する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

(7) 市は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施について努めるよう要請する。

あわせて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整する。

(イ) 重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先において継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先を、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設関係機関と調整する。

イ 在宅者

市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備し、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに努める。

(3) 近隣市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難や退避を念頭に置いて、平素から、近隣市町村と想定される経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

(4) 学校園や事業所との連携

市は、学校園や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校園、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校園、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、市及び市教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員等による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

4 避難施設の指定及び解除等

(1) 国民保護避難施設の指定・解除

市長は、堺市地域防災計画で指定する避難所及び広域避難地については、本計画に基づく避難施設(国民保護避難施設)としての指定を行う。指定・解除手続等については、下記のとおりとする。

ア 市長が指定する施設については、文書で管理者(可能な限り所有者も)の同意を得るとともに、指定の通知を文書で行う。指定を受けた施設の管理者は、施設

の廃止又は用途変更を行う場合において、避難又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う変更を加えようとするときは、市長に対して文書で届け出を行うものとする。

イ 指定の解除を行う場合は、文書により通知する。

(2) 国民保護避難施設に準ずる避難施設との協定の締結等

市は、状況に則して住民の避難を円滑に進めるため、有事の際に協力が得られる施設として、下記を例とした国民保護避難施設に準ずる避難施設との協定の締結等に努める。

ア 応急避難のための施設

集客施設等周辺地域における地下施設又は堅牢ビル等（集客施設そのものも含む。）

一般住宅等の密集地における堅牢ビル等

その他武力攻撃等災害が発生した場合に不特定多数の人が一時的に避難できる施設

イ 福祉避難施設

高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者を収容するための病院、福祉施設等

ウ 一時集合場所として使用できる施設

広大な駐車場や広場等

その他多数の人を輸送できる交通機関と直結できる施設

(3) 指定及び協定締結等の情報の共有化及び市民等への周知

市は、避難施設の指定及び協定締結等の状況について、府及び関係機関と情報を共有化するとともに、市民等への周知を図る。

5 運送の確保

(1) 運送事業者の輸送及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府と連携して、府が保有する運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

(2) 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議するとともに、府と情報共有する。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、近隣市町村と協議しておく。

第2節 救援

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎資料の準備等

市は、的確かつ迅速に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関のデータベース、備蓄リスト等の必要な基礎的資料を整備する。

(2) 府との調整

知事が行う救援と指定都市の長が行う救援における役割分担及び応援要領等について、あらかじめ府と綿密に調整しておく。

2 安否情報の収集・整理・提供

(1) 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくとともに、府の安否情報収集体制（担当者の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関についてあらかじめ把握しておく。

第3節 災害対応

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の把握

市は、区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、消防本部及び府警察等の助言を得て、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保の要領をあらかじめ定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市長は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等に

において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、第五管区海上保安本部等との連携を図る。

第 3 章 特殊標章等の交付及び管理

市長は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第 1 節 意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下、この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

第 2 節 赤十字標章等

1 内容

(1) 特殊標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（白地に赤十字）

(2) 信号

第一追加議定書に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

(3) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

2 交付及び管理

(1) 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」（以下、この項において「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者及び に掲げる者から委託により医療に係る業務を行う者



(2) 市長は、市域内で医療を行う医療機関又は医療関係者（指定公共機関及び指定地方公共機関を除く。指定公共機関である医療機関については、所管の指定行政機関の長が、指定地方公共機関については知事が許可するものとされている。）から、赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。



(白地に赤十字)

(表面)

(裏面)

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、たて105ミリメートル))

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

第3節 特殊標章等

1 内容

(1) 特殊標章

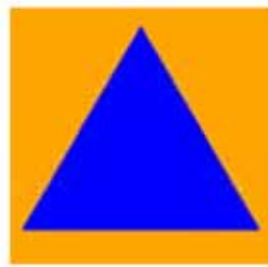
第一追加議定書に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）



(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

（表面）

	<p>大阪府知事 Governor of Osaka Prefectural Government</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

（裏面）

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理

(1) 指定行政機関の長、知事、府警本部長、市長、消防組合管理者、消防長及び水防管理者は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(2) 市長が交付できる対象者は次のとおりである。

国民保護措置に係る職務を行う市の職員（水防管理者が交付できる対象者を除く。）

市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 消防組合管理者、消防長及び水防管理者が交付できる対象者は次のとおりとされている。

ア 消防組合管理者

国民保護措置に係る業務を行う消防団長及び消防団員

イ 消防長

国民保護措置に係る職務を行う消防職員

消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員

水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊表彰等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可することとされている。

(5) 市は、ガイドラインに基づき、特殊標章等の制作、交付対象者の人選、使用に関する教育及び関係書類の作成等体制の整備を図る。